

2023 - 24 年度 国際ロータリー会長テーマ
『世界に希望を生み出そう』
RI 会長 ゴードン R. マッキナリー

川崎北ロータリークラブ会長テーマ
『希望と夢を、ロータリーから!』
会長 帯谷 昌充

Rotary
川崎北ロータリークラブ

川崎北ロータリークラブ会報



会長 帯谷 昌充 幹事 妻鹿 琢生 会報委員長 大塚 正一
事務所：〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-70-4 ホーユウパレス武蔵小杉 104 TEL 044-722-8037 メール：knrc@nifty.com
URL：http://kawasaki-north-rc.blue.coocan.jp/ 例会：毎週水曜日 12：30 二子玉川エクセルホテル東急

第3025例会

令和5年7月26日（水）

（本年度第4回）

点 鐘

帯谷昌充 会長

司会と斉唱

朝山浩 副会場監督
半澤剛 ソングリーダー
「手に手をつないで」

出席報告

宮崎秀樹 出席委員長

会員数47名 (対象外6名)	出席27名	欠席20名 出席率65.83%
-------------------	-------	--------------------

前々回訂正 (対象外4名)	欠席17名	MAKE UP 2名 訂正出席率74.42%
------------------	-------	---------------------------

お客様紹介

帯谷昌充 会長

川崎 RC 会長 箕口昌明様

川崎 RC 幹事 森明弘様

松山会員ゲスト（株）ウィルハウス 代表取締役 志村京一様



会長報告

帯谷昌充 会長

- 樋口ガバナーならびに鈴木ガバナー補佐より、公式訪問の礼状が届いております。※回覧
- 来週、8月2日は当クラブの例会日ですが、同じ時間帯に「インターアクトのサマーミーティング」が開催されます。樋口年度は青少年に大変力を入れて行きたいとの意向があり、川崎北もその方針に従い数名の会員が「サマーミーティング」に出席が予定されています。
先週も報告しましたが、このような事情を鑑み、「サマーミーティング」への出席は、「メイクアップ」扱いではなく、「ホームクラブ出席」扱いとさせていただきます。

幹事報告

妻鹿琢生 幹事

1. 地区からの来信

① 2023-24 年度「ロータリー財団地区補助金プロジェクト」承認の連絡が届いております。補助金の金額は、3,000 ドルです。提出書類一式も届きましたので、手順に則り進めます。プロジェクトの開始も可能となりましたので、担当委員会の皆様、よろしくお願いたします。

② 地区 HP にオンライン PARLEY BOX（目安箱）開設のご案内が届いております。

“PARLEY”という言葉には、お互いを責めない、言い争わないというニュアンスがあります。

第 2590 地区会員の皆様に、色々な意味で発展的なご投稿を頂く場になればと願いを込めて、PARLEY BOX（目安箱）と名付けました。

皆様のご投稿をお待ちしていますとの事です。

※地区のHP <https://rid2590.jp/> よりアクセス下さい。

③ ロータリー青少年交換学生募集のご案内が届いております。募集対象：横浜市・川崎市に在住かつ在学の日本国籍を有するインターアクトクラブ認定校の在籍者
または、2590 地区のロータリークラブ会員が推薦する学生

派遣予定国：未定（選考実施後の諸情勢を鑑みて後日決定）
候補地域として南米・アジア・欧州・その他英語圏

派遣人数：若干名

派遣期間：2024 年 8 月頃～2025 年 6 月頃までの約 1 年間
※応募資格など詳細は、募集要項をポスティングしましたのでご覧ください。

2. 活動計画書をお送り頂きましたので回覧いたします。

川崎 RC、川崎大師 RC、川崎幸 RC、川崎鷺沼 RC、川崎宮前 RC、川崎麻生 RC

3. 他クラブ会報の回覧 川崎宮前 RC

4. 他クラブ例会臨時変更

●川崎幸 RC 8 月 11 日（金・祝） 休会

7 月 31 日・8 月 14 日（月） 休会

●川崎麻生 RC

8 月 18 日（金） 例会場変更 琴平会館 点鐘 12：30

8 月 25 日（金） 納涼会 ホテルモリノ梅の花 点鐘 17：30

委員会報告

松下幸夫 研修委員長

「凡太の奉仕経営物語」、ロータリーの奉仕の理念をこの凡太という方がだんだん理解して立派なロータリアンになっていくという物語調の冊子が、今日事務局岩崎さんのところにあります。最近入会された方、まだ読んでいないという方は持って帰ってください。

峯岸雅宏 社会奉仕副委員長

絵手紙展の後援をお願いに、昨日県の教育委員会の方に行きました。後援をいただけることになりました。今度は川崎市の教育委員会を含めて足を運ぶ予定です。

松田卓也 親睦委員長

24日、月曜日に親睦委員会団結式を行いました。夜間例会と移動例会の出欠を取り始めましたので皆さまご協力をお願いいたします。また、ニコニコボックスの集金を始めておりますので、そちらも合わせてご協力をお願いいたします。

就任のご挨拶



谷口一成 会員増強委員長

次年度を迎える創立65周年に向けて、また大塚ガバナーが輩出される次々年度に向けて会員増強をしていきたいと考えております。帯谷会長のクラブテーマ「希望と夢をロータリーから」に賛同していただけるより多くの新しい会員を当倶楽部に入会

していただきたいと思っております。今年度も例会内のクラブフォーラムで、状況について皆さんと話し合うことをやっていきたいと思っております。また、他の団体の例会、会合等にも積極的に参加をして川崎北ロータリークラブを知ってもらう機会をつくりたいと思っております。ぜひ、多様性のあるクラブにするために、会長・幹事、各委員会、各委員、各会員の皆さまにご協力をいただき、純増6名という会長の目標を上回るように何とか進めていきたいと思っております。お知り合い、ご友人で興味がある方がいらっしゃいましたら、一言声をかけていただければこちらからコンタクトをとらせていただきますので、ご協力をお願いしたいと思います。1年間よろしくをお願いいたします。

卓話

野口隆一会計

インボイス制度について



まず、そのお話の前段として、そもそも消費税について皆さんがどのくらいまで御理解いただいているかは人それぞれかと思っております。非常に身近な話題かと思っておりますが、消費税というのが何に課税されているのかを理解なさっている方はあまりいないんですね。

消費税というのはそもそも取引にかかります。だから物を売った買った。それから借りた貸した。何か仕事を提供してその手数料をもらった。全ての取引にかかります。

免税事業者と呼ばれる方がこれから消費税をもらえなくなるのか、請求しちゃうけなくなるという話が出ているかと思っておりますが、基本的に取引にかかると、もらう人がどんな人なのか、もしくは払う人がどんな人なのかに全然関係なく、必ず消費税が発生すると認識いただければいいと思っております。

消費税の中に非課税という制度、取引があるのですが、以下の15個の取引のみに限定して非課税という取り扱いになっています。だから、これ以外のことはみんな課税の取引です。消費税自分には関係ないよという方は、例えば住宅を貸している方、土地の売買のみをなさっている方などです。

1. 土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く。）など
2. 有価証券、支払手段の譲渡など
3. 利子、保証料、保険料など
4. 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡
5. 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
6. 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
7. 外国為替など
8. 社会保険医療など
9. 介護保険サービス・社会福祉事業など
10. お産費用など
11. 埋葬料・火葬料
12. 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど

13. 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
14. 教科用図書の譲渡
15. 住宅の貸付け（一時的なものを除く。）

その他にも実は不課税という制度もあります。対象外と呼ばれますが、社会的に消費税を課税するのがおかしいもの、例えば、子供にお小遣いを渡した、冠婚葬祭で香典を渡した、ご祝儀を渡したなど。取引きとみなすとおかしいということで消費税がかかっていない。このところを御理解いただいた上で、消費税がどうやって払われているかという仕組みを説明します。これはある1例です。

製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
売上 50,000	売上 70,000	売上 100,000	支払総額110,000
消費税① 5,000	消費税② 7,000	消費税③ 10,000	消費者が負担した消費税 10,000
	仕入 50,000	仕入 70,000	
	消費税① 5,000	消費税② 7,000	
納付税額：A ①=5,000	納付税額：B ②-①=2,000	納付税額：C ③-②=3,000	各事業者が個別に納付した消費税 A+B+C=10,000

一番右側が消費者です。普段買い物をしている時に、消費者として必ず消費税を払っていると思っております。

例えば消費者が全部払ったのが11万円だったとすると、消費者が負担した消費税はいくらかというと1万円になります。実際の消費税1万円というのは、消費者が直接税務署に持って行くわけではないですね。必ず買い物した時に買った相手に払っています。コンビニとかでもそうですね、コンビニのレジに入ってしまう、ではそれがどこに行くんだろ。

一番左の製造業者が、これはあくまでもモデルケースですが、何か作ったときに卸売業者に5万円で売ります。製造業者は5万5000円もらえますので、ここで5,000円の消費税を製造業者はもらって、5,000円を納付します。卸売業者はこれを小売業者に5万円で仕入れたものを7万円で売ります。そうすると、小売業者から卸売業者は7万円もらって7,000円の消費税をもらう、自分は5,000円の消費税をもう既に製造業者に払ってますので、差額2,000円を消費税として納めることになります。

この仕入れとして払った5,000円を控除することを仕入れ控除と消費税法上は言います。これが今話題になっているインボイスに非常に深くかかっているところで、この控除するという考えを皆さんの頭において聞いていただければと思っております。

さらに小売業者はこれを最終消費者にという最初にご説明した消費者に売ります。そこで1万円もらうんですね。自分は7万円仕入れて7,000円払ってますので、差額の3,000円を税務署なりに納税する。このABCの3つの納税額を足すと1万円になります。ですので、消費者が負担した1万円は税務署にうまく1万円として納税されているということになります。

消費税という制度は導入するときに問題というか拒否反応があったので、国民のストレスを和らげるためにいろんな制度が導入されました。

その一つが非課税制度というものです。売り上げが1,000万いかない事業者は免税という制度を受けて消費税を納めなくていいという制度ができました。ここにはいろいろ法律的理由があって、1,000万円以下の事業をやられている方は規模が小さいので、税理士を頼めないでしょう。もしくは自分で経理をする経理担当もないでしょう、そういった事務作業が大変ですので納めなくていいという制度です。

先ほどの納税の仕組みを考えると、必ずどこかで消費者が払ったお金をみんなが納めてくれればちょうど全額国に納付されるようになっていますが、このうちに一人でも免税事業者が混ざっていると、国にはその分納付がされません。全くされ

ないかという、法人税という形でそのうちの3割、4割程度を納められることになりませんが、そうはいつても消費者が払った消費税が丸々おさまっていないということになります。

いよいよインボイス制度ということについてですが、今年10月から始まったり、つい1年程前から税務署への登録制度が始まったので登録してくださいと言っていますが、本来これが導入したのは令和元年のことですので、平成の頃にはもう公表されていました。

この制度が導入された理由というのが、消費税を10%に上げるときに、食料品とか新聞については8%、今までどおりでいいという軽減策としての制度ですが、これをやるに当たって2つの税率が発生する。税率が2つあるんだから、それをちゃんと買う人に理解させなきゃいけない。請求書や領収書にこれは10%、これは8%ということを示す義務ができました。それを導入すると同時に、インボイス制度は導入されました。世界的にも割とよくある制度ですが、軽減税率を適用するために導入された制度です。

このインボイス制度というのは、基本的には先ほど説明した、売り上げから自分が払った消費税を引く、この仕入れ控除に大きくかかわってきます。

仕入れ控除をするには税法上はいろんな条件があります。軽減税率が入る前、令和元年10月以前は、単純に帳簿と請求書、要は領収書だった請求書が手元に置いてあれば、税務調査があってもOKという非常にシンプルな制度でした。軽減税率が導入された時も、今現在がそうですが、あくまでも請求書や領収書に、これが10%ですよ、これが8%ですよと区分がされたものがあって、それを帳簿につけていけば、仕入れ控除していいという制度でした。

ところが、23年10月以降、インボイス制度が導入されると大きくその条件が厳しくなり、税務署長の登録を受けた事業者から交付を受けた請求書と帳簿の保存というふうに変ります。インボイスという適格請求書と言われますが、これを発行するには税務署に届けをしなきゃいけないという制度に変わりました。

今、大きく問題になっているのは、この登録をするときに、インボイスを発行できる請求者は免税事業者にはなれないんですね。この適格請求書を発行する限りは、その許可を受けるには免税事業者であるという特典を放棄しなきゃいけないというところで、世の中の的に大きな問題というか、いろいろ問題提起する人が出てきています。

ただ、消費者の立場から考えると、自分の納めた消費税がそもそも納められていないということに対して、おかしいじゃないかということに誰も異論がないと思うんですね。しかし、現実的にはずっと制度としてはあって、その恩恵を受けている人もかなりいます。

特によくある話として自動販売機があります。自動販売機の中にはちょっと古いジュースだったり、見たことない銘柄のものを100円で売っている自動販売機があると思います。そもそもジュースが安いというのがあるかと思いますが、免税事業者がジュースを買って販売しているので、消費税は払わないから値段を落とせるんですね。だから他の消費税を納めている方にとって100円でジュースを売るということは、自分の手元に返ってくる金額は89円だったり、80円という10%値引きした金額で売ることになります。こういうところで値段の差が生まれちゃいます。自動販売100円というのが成り立っている理由はそこにあります。

インボイスというのがどういった請求書か具体例を挙げます。インボイスの要件ですが、架空の請求書をつくってあります。

請求書			
〇〇御中			
2023年11月分			
11/1	広告紙面作成費用	1,100,000円	
11/30	日刊新聞購読料※ (※軽減税率対象)	3,240円	
	合計	1,103,240円	
	うち消費税	103,240円	
10%対象	1,000,000円	消費税100,000円	
8%対象	3,000円	消費税240円	
××新聞社 登録番号T1234567890123			

誰に対して請求をしたのか、それからこの取引がいつあったかの日付、それから取引金額。プラス、今の請求書には入っているはずですが、10%と8%がありますよということ。大半の事業をされている方で飲食を扱ってなければこの8%は出てきませんが、10月以降は8%がないとしても、10%の消費税を課税していることを明記する必要があります。

インボイス制度が導入して一番変わってくるころは、一番右下のTと13桁の登録番号です。国税の方に申請をした方には、このTが入った番号が来ていると思います。この13桁は、法人にはすべて通し番号として振られています。もともとそういう制度が導入されていますので、これは調べればわかる番号です。ただ、個人事業者の方は税務署に申請して初めてこの13桁がつけられます。

申請したものは必ず自分で確認していただかないと調べる方法はないとはなっていて、この13桁の番号が登録されてるか調べる方法が今導入されています。国税庁のホームページにこの番号を打ち込むと、この人がこういった会社が登録されていますというのが表示されるようになっていきます。それ以外にこれを調べる方法はなく、この番号は全ての課税事業者にはついてはいるはずですので、それが本当に存在する番号なのかを確認する作業が今後は出てきます。

以上がインボイスの概略です。

もう一つ実務的な注意点としては、会社のカンパニーカードとかクレジットカードを持たれている方が最近多いと思いますが、カードを使ったときに明細がもらえますよね。捨てる人が多いのですが、その明細も基本的には保存義務が出てきます。明細でないとその取引にTという先程の登録番号がついているかどうかは確認のしようがないので、その番号請求書の保存とか、義務を満たしてないので、今後はクレジットカードの明細も取っていただかないと控除できないということになります。一覧ではだめです。

ロータリーで事業をされている方は、大半の方が課税事業者でインボイスに登録をしているかと思いますが、問題は自分が仕入れてたり、外注で頼んでいたり、フリーランスの方に頼んでいる方、そういった方が免税事業者だったケースが一番頭を悩ませるところです。

請求書、領収書にはTの番号は付いているわけがないんですね。なので自分たちはそれを仕入れ控除することができない、その分消費税を多めに払わなきゃいけないんですね。もちろん政府もいろいろと批判あったので、応急措置のように絆創膏程度のいろいろな制度を導入して何とかケアしようとはしていますが、基本的なところ免税事業者、売り上げが1,000万円以下の方は、必ずインボイスに登録するかしないかを選択しなければいけません。自分は1,000万円以下で、消費税を納めるのは嫌だなと思ったら基本的には登録しません。免税事業者と取引をなさっている方は消費税を自分が払っているのに控除できない。それをどう処理するかという話になって

きますが、基本的には、強制的にインボイスをとれとか、とらないを元請側、仕事を出す側としては言えません。ただ、インボイスをとらないと言ったら、もちろん取引を切ることもできます。それはお互いに自由に商売をやっているの、そういった業者とは付き合わないという方針も一つだとは思いますが。

もう一つは、消費税を払わないのだから、消費税は請求しないでくれと言うことは可能です。ただ、相手がそれを嫌がって消費税を請求したときに勝手に払わないでいいのかというと、いってことはありません。請求書を勝手に値引きして払うということは基本的に契約上成り立ちません。でも一応公正取引委員会では値段を下げることを交渉して、それをお互いに承諾していれば大丈夫ですよということを行っています。ですので、今のうちにインボイスの番号を自分のメインの取引先、特に個人で外注を引き受けている業者さんに、とってねという働きかけが一つ。もう一つは消費税分は請求しないでねというような話し合いをしていただけたらなと思います。ただそれを後発的にやると、公正取引委員会の方から多分調査が入ります。

ぜひインボイスについて理解した上で、今後対応をどうしたらいいかということは、ご自身の税理士さんの方に聞いていただいて対応策を考えていただきたいと思います。個別の案件によっては違いますので、あくまでも一般論的に聞いていただけたらと思います。



ニコニコレポート

丸山久 副会場監督

川崎 RC 会長 簗口昌明 様、川崎 RC 幹事 森明弘 様

本日親善訪問にお伺いいたしました。これからの一年もよろしくお願いたします。

帯谷昌充 会長、大塚正一 副会長、妻鹿琢生 幹事

川崎ロータリークラブ簗口会長、森幹事、ようこそお越しくださいました。今度ともよろしくお願いたします。また、ゲストの志村様もようこそお越しくださいました。楽しんで行かれてください。

川野正久 君

川崎 RC 簗口会長、森幹事ようこそ川崎北の例会にご出席いただきましてありがとうございます。志村さんの入会お待ちしております。本日のインボイス制度についての卓話勉強させていただきます。

青少年奉仕委員会：半澤剛 君

昨日、杉山のぶお県会議員のご案内で当クラブの、川野 PG、大塚ノミニ一、帯谷会長、峯岸社会奉仕副委員長と私の 5 名で県庁を訪問し、第 2 回世界子ども絵手紙展の後援をいただけるようお願いしてまいりました。

青少年奉仕委員会：松山直樹 君

志村さん、本日はようこそ例会へいらっしゃいました。例会を楽しんでいってください。

暑い日が続きますがお体にお気をつけください。

松波登 君

例会後の会長・幹事励ます会、参加予定でしたが出席できません。申し訳ありません。

豊見山徹 元会員

皆さまお元気ですか？暑い夏ですが体を御自愛ください。

ビール同好会：柳澤信夫 君、野口哲志 君、戸川俊雄 君、洪征治 君、宮崎秀樹 君

とても暑い日が続いています。気合を入れて過ごしましょう!! 今日野口さん（お父さん）が特別参加してくれました!! 野口さんの卓話、楽しみにしています!

親睦委員会：松田卓也 君、武藤光司郎 君

24 日に親睦委員会で団結式を行いました。帯谷会長、大塚副会長、戸川 IA 副委員長、ご参加いただきありがとうございます。まだまだ暑い日が続きますが夏バテと飲みすぎには注意しましょう。

SAA：峯岸雅宏 君、丸山久 君、加瀬健史 君、朝山浩 君

①川崎 RC 会長 簗口昌明様、幹事 森明弘様、表敬訪問にお越しいただきありがとうございます。

②野口会員本日の卓話よろしくお願いたします!

③ニコニコ基金への皆さまのご協力をよろしくお願いたします。

吉田明宏 君、武田信平 君

7月22日は、大雨のため延期になっていた Jリーグ第 16 節、フロンターレ対首位のヴィッセル神戸戦が行われました。フロンターレはスタートから主導権を握り神戸を圧倒、14分には脇坂が、30分には宮代が得点し前半が終了。しかし後半59分、不運なハンドで PK を与えてしまう。直後の62分にはコーナーキックから失点。この後、両チームともに決めることができず 2 対 2 の引分けで終了。前半の 2 点を守り切れず悔しい結果となりました。

